



令和 6 年 10 月 11 日



経済産業省 G X グループ
資源循環経済課長 田中 将吾

環境省九州地方環境事務所
所長 則久 雅司



特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（厳重注意）

貴社により関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 の規定に基づきマレーシア向けに令和 6 年 8 月 6 日に門司税關へ輸出申告した貨物について、同年 8 月 16 日に門司税關博多税關支署が開披検査を行い、九州地方環境事務所が立ち会った結果、ウレタンや泥汚れ、未分析基板が付着した金属くず及び、家電由来と推測出来る廃プラスチックの混合物（プラスチック、ウレタン、ハーネス、未分析基板の混合破碎物）であることが判明した。

当該貨物は、貨物検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるだけでなく、国際的にもバーゼル条約違反として我が国の貿易管理に対する信頼を損ねる行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和6年10月28日までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 国内へ引き取った貨物について再輸出を行う場合は、特定有害廃棄物等を、適正に分別・除去し、調整された状態にすること。
また、適正に分別・除去しものを国内において処分する場合は、環境上適正に処分し、処分完了した旨を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。